

# 令和3年3月下旬からこちらのポスター・ステッカーを掲示している 医療機関・薬局でマイナンバーカードを保険証として利用できるようになります

## ● ポスター 院内に掲示



## ● ステッカー 受付や入口に掲示



※利用できる医療機関・薬局は順次拡大予定です。

※利用できる医療機関・薬局については、厚生労働省のホームページで公表されています。  
(厚労省URL) [https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html)

※県内で現在プレ運用を実施している医療機関・薬局  
○五福脳神経外科